



## 2. 森林整備の動向

### (1) 森林整備の推進状況

#### (森林整備による健全な森林づくりの必要性)

森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けては、間伐や主伐後の再造林等を着実にしつつ、森林資源の適切な管理・利用を進めることが必要である。また、自然条件等に応じて、複層林化<sup>\*19</sup>、長伐期化<sup>\*20</sup>、針広混交林化や広葉樹林化<sup>\*21</sup>を推進するなど、多様で健全な森林へ誘導することも必要となっている。

特に、山地災害防止機能・土壌保全機能を発揮させるためには、樹冠や下層植生が発達し、樹木の根系が深く広く発達した森林とする必要がある。このため、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行う必要がある。

「国土強靱化基本計画」(平成30(2018)年12月14日閣議決定)では、森林の整備・保全等を通じた防災・減災対策を推進することとしている。また、継続的な林業生産活動による森林の保全管理を通じた国土保全機能の発揮や、地域材の積極的な利用及び建築・土木分野でのCLT等の木材利用等を進めることとしている。

#### (地球温暖化対策としての森林整備の必要性)

我が国におけるパリ協定下の森林吸収量の目標(令和12(2030)年度で約3,800万CO<sub>2</sub>トン(平成25(2013)年度総排出量比約2.7%))達成や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献のため、森林吸収量の確保・強化が必要となっている。

他方、我が国の人工林は、高齢林の割合が増え、二酸化炭素吸収量は減少傾向にある。

また、主伐後の再造林が進んでいないことも課題となっている。

このため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法<sup>\*22</sup>」(以下「間伐等特措法」という。)を令和3(2021)年3月に改正し、間伐等の実施や成長に優れた種苗の母樹(特定母樹<sup>\*23</sup>)の増殖を促進する措置を継続するとともに、成長に優れた種苗の母樹から採取された種穂から育成された苗木(特定苗木<sup>\*24</sup>)を積極的に用いた再造林を推進する仕組みを創設したところである。

#### (森林整備の実施状況)

林野庁では、森林整備事業により森林所有者等による再造林や間伐、路網整備等を支援するとともに、国有林野事業においては、再造林や間伐、針広混交林化等の多様な森林整

\*19 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新等により複数の樹冠層を有する森林を造成すること。

\*20 従来の単層林施業が40～50年程度以上で主伐(皆伐等)することを目的としていることが多いのに対し、これのおおむね2倍に相当する林齢以上まで森林を育成し主伐を行うこと。

\*21 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させることにより、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林や広葉樹林にすること。

\*22 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号)

\*23 エリートツリー等のうち、成長や雄花着生性等の基準を満たすものを「特定母樹」として指定(間伐等特措法第2条第2項)。

\*24 間伐等特措法第2条第4項

備を実施している\*25。また、国立研究開発法人森林研究・整備機構では、水源林造成事業により奥地水源地域の保安林を対象として、森林の造成等を実施している。

このような取組の結果、令和2(2020)年度の主な森林整備の実施状況は、主伐面積が約8万ha(推計値)に対し、人工造林面積が3.4万haであったほか、保育等の森林施業を行った面積が49万ha、うち間伐の面積が36万haであった(資料I-9)。

林野庁では、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までに、年平均で人工造林7万ha、間伐45万haとする目標を設定している。

### (伐採造林届出制度の運用見直し)

森林の立木の伐採行為の実態や伐採後の森林の更新状況を把握することは、適正な森林施業の確保を図る上で重要となるため、森林所有者等が立木の伐採を行おうとするときは、あらかじめ、市町村長に対して伐採及び伐採後の造林の届出を行うこととされている。

林野庁では、令和3(2021)年9月に、新たな森林・林業基本計画に基づき、適正な伐採と更新の確保を一層図るため、届出様式を伐採計画書と造林計画書に分け、伐採権者と造林権者の役割の明確化を図ること、造林計画の記載事項の充実を図ることなどの伐採造林届出制度の運用見直しを行った。

### (優良種苗の安定供給)

我が国の人工林は本格的な利用期を迎えており、主伐の増加が見込まれる中、再造林に必要な苗木の安定供給が一層重要となっている。令和2(2020)年度の山行苗木\*26の生産量は、約6,600万本となり、このうち約3割をコンテナ苗\*27が占めるようになっている(資料I-10)。また、苗木生産事業者数は、全国で804となっている\*28。

### (成長等に優れた苗木の供給に向けた取組)

農林水産大臣は、間伐等特措法に基づき、成長や雄花着生性等に関する基準\*29を満たすものを特定母樹として指定しており、令和4(2022)年3月末現在、456種類が指定されている。国立研

### 資料I-9 森林整備の実施状況 (令和2(2020)年度)

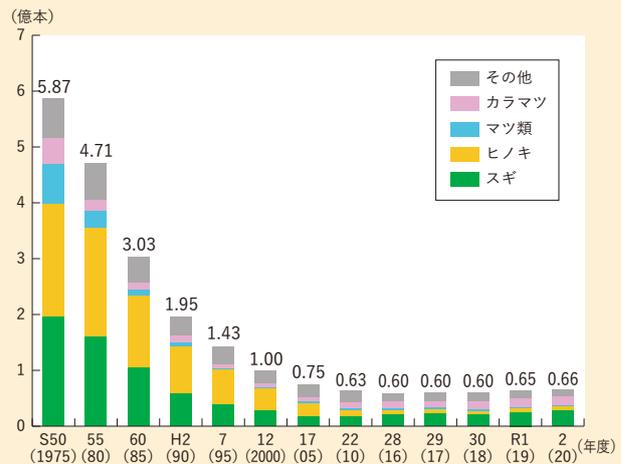
(単位:万ha)

作業種	民有林	国有林	計
人工造林	2.3	1.1	3.4
保育等の森林施業	35	14	49
うち間伐	26	10	36

注: 間伐実績は、森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

資料: 林野庁整備課、業務課調べ。

### 資料I-10 山行苗木の生産量の推移



注: 国営分を除く。

資料: 林野庁「森林・林業統計要覧」



特定母樹

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/kanbatu/boju.html>

\*25 国有林野事業の具体的取組については、第IV章第2節(1)159-162ページを参照。

\*26 その年の造林に用いる苗木。

\*27 コンテナ苗については、第II章第1節(4)114ページを参照。

\*28 林野庁整備課調べ。

\*29 成長量が同様の環境下の対照個体と比較しておおむね1.5倍以上、材の剛性や幹の通直性に著しい欠点がなく、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等の基準が定められている。

究開発法人森林研究・整備機構では、収量の増大と造林・保育の効率化に向け、林木育種によるエリートツリーの選抜を行っており、320種類のエリートツリーが特定母樹に指定されている(資料I-11)。

特定苗木は、従来の苗木と比べ成長に優れることから、下刈り期間や伐期の短縮による育林コストの削減及びその回収期間の短縮とともに、二酸化炭素吸収量の向上も期待される。

令和2(2020)年度(2020年秋～2021年春)の特定苗木の出荷本数は、スギが九州を中心に280万本、グイマツ(クリーンラーチ)が北海道で20万本、合計が304万本となっており、全苗木生産量の約5%となっている(資料I-12)。

農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」において、特定苗木の活用を、令和12(2030)年までに林業用苗木の3割\*30、令和32(2050)年までに9割とする目標を設定している。

林野庁では、特定母樹を増殖する事業者の認定や採種園・採穂園の整備を推進しており、九州を中心に、徐々に特定苗木が出荷されるようになってきている。現在、更なる品種改良に向け、エリートツリー同士を交配した精英樹の開発が進められている。

**(花粉発生源対策)**

国民の約4割が罹患しているといわれる花粉症については、関係省庁が連携し、総合的な対策を進めている。林野庁では、①花粉を飛散させるスギ人工林等の伐採・利用、②花粉症対策に資する苗木\*31による植替えや広葉樹の導入、③スギ花粉の発生を抑える技術の実用化の「3本の“斧”」による花粉発生源対策に取り組んでいる。

平成30(2018)年4月に改正された「ス

**資料I-11 特定母樹の指定状況**

(種類)

育種基本区	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	計
北海道			1	29	30
東北	95		18		113
関東	72	44	62		178
関西	55	40			95
九州	39	1			40
計	261 (153)	85 (58)	81 (80)	29 (29)	456 (320)

注：( )内の数字は特定母樹に指定されたエリートツリーの種類数。

資料：林野庁研究指導課調べ。

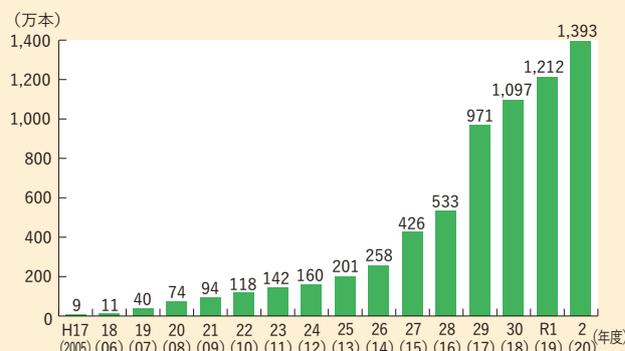
**資料I-12 令和2(2020)年度特定苗木の樹種別生産実績と割合**

(万本)

	スギ	うち 特定苗木	ヒノキ	うち 特定苗木	カラマツ	うち 特定苗木	グイマツ	うち 特定苗木	その他	合計	うち 特定苗木
樹種別 生産実績	2,719	(280)	793	(4)	1,593	(0)	133	(20)	1,320	6,558	(304)
特定苗木 生産割合	10%		1%		0%		15%		-	5%	

資料：林野庁整備課調べ(令和2(2020)年度(2020年秋～2021年春))。

**資料I-13 スギの花粉症対策に資する苗木の生産量の推移**



注：平成29(2017)年度までは花粉症対策苗木、平成30(2018)年度からは花粉症対策に資する苗木の生産量を集計している。

資料：林野庁整備課調べ。

\*30 林野庁では、3,000万本程度を想定。

\*31 花粉症対策品種(ほとんど、又は、全く花粉を作らない品種)の苗木及び特定苗木。

ギ花粉発生源対策推進方針<sup>\*32</sup>」では、スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合を令和14(2032)年度までに約7割に増加させるなどの目標を掲げており、令和2(2020)年度のスギの花粉症対策に資する苗木の生産量は約1,400万本、スギの苗木全体の約5割にまで増加した(資料I-13)。このほか、林野庁では、スギ花粉飛散を抑える技術の実用化に向け、スギ林への効果的な薬剤散布方法の確立や薬剤散布による生態系への影響調査等を進めている。

## (2) 森林経営管理制度及び森林環境税

### (ア) 森林経営管理制度

#### (制度の概要)

我が国の私有林では、所有者が不明な森林や境界が不明確な森林の存在が問題となっており、その3分の2は森林経営計画が作成されていないなど、適切な経営管理が確認できない状況にある。このような中、平成31(2019)年4月に「森林経営管理法<sup>\*33</sup>」が施行され、市町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度が措置された。

この制度は、市町村が森林所有者に対して経営管理の現況や今後の見通しを確認する調査(以下「意向調査」という。)を実施し、森林の経営管理を委託する希望があった場合には、合意の上で市町村に経営管理権が設定される。このうち、林業経営に適した森林は、一定の要件を満たす民間事業者<sup>\*34</sup>に再委託(経営管理実施権の設定)し、林業経営に適さない森林は、市町村が公的に管理する。また、所有者の一部又は全部が不明な場合には、所有者の探索や公告など一定の手続きを経て経営管理権を設定することも可能とする特例も措置されている。

#### (市町村の推進体制への支援)

森林経営管理制度を円滑に進めるためには、地域に密着した市町村の役割が重要であるが、市町村には林務専門の職員が不足しているところもある。このため、林野庁では、地方公共団体による「地域林政アドバイザー制度<sup>\*35</sup>」の活用が促進されるよう、支援を行っている。令和2(2020)年度は、156の地方公共団体で228名のアドバイザーが活用された。また、都道府県は、森林環境譲与税も活用しつつ、地域の実情に応じ、森林資源情報の精度向上・高度化、市町村職員を対象とした研修など、多岐にわたる支援を行っている。

#### (制度の進捗状況)

令和2(2020)年度末までに、私有林人工林が所在する市町村(1,592市町村)の約5割に当たる778市町村において、約40万haの意向調査が実施されるとともに、森林所有者から



森林経営管理制度(森林経営管理法)について  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>



\*32 国、都道府県、市町村、森林・林業関係者等が一体となってスギ花粉発生源対策に取り組むことが重要であるとの観点から、技術的助言等を林野庁が取りまとめたもの。

\*33 「森林経営管理法」(平成30年法律第35号)

\*34 都道府県が公表している民間事業者については、①森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指す、②経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められるといった条件を満たす者となっている。

\*35 森林・林業に関して知識や経験を有する者を市町村が雇用することを通じて、森林・林業行政の体制支援を図る制度。平成29(2017)年度に創設され、市町村がこれに要する経費については、特別交付税の算定の対象となっている。なお、平成30(2018)年度から都道府県が雇用する場合も対象となった。

の委託の申出のあった森林面積も約2,500haに上っている。このほか、意向調査の準備を行っている市町村もあり、これらを含めれば約8割の市町村において制度を活用した取組が実施された。また、経営管理権集積計画<sup>\*36</sup>の策定は、149市町村で3,458haとなっており、同計画に基づく市町村による森林整備(77市町村、1,084ha)や、林業経営者への再委託を行う経営管理実施権配分計画<sup>\*37</sup>の策定(21市町、322ha)も進められている(事例I-1)。

### (イ)森林環境税・森林環境譲与税

#### (税制の概要)

平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律<sup>\*38</sup>」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された<sup>\*39</sup>。

森林環境譲与税は森林環境税の税収を地方公共団体に譲与するものであるが、森林経営管理制度の導入も踏まえ、森林環境税の徴収に先行して令和元(2019)年度から市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与が開始されている。森林環境税は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされている。



森林環境税及び森林環境譲与税  
[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyouzei.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyouzei.html)

#### (森林環境譲与税の用途と活用状況)

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充て、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てるものとされている(事例I-2)。

令和2(2020)年度の主な取組実績として、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査は約21.6万ha実施され、間伐は約10,300ha実施された。

### (3)社会全体で支える森林づくり

#### (全国植樹祭と全国育樹祭)

国土緑化運動の中心的な行事である「全国植樹祭」が、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで毎年春に開催されている。令和3(2021)年5月には、「第71回全国植樹祭」が島根県で開催された。天皇皇后両陛下はオンラインで御臨席になり、お手植えやお手播きに加え、天皇陛下による初めての御収穫も行われた。令和4(2022)年には、「第72回全国植樹祭」が滋賀県で開催される予定である。また、「全国育樹祭」は、皇族殿下の御臨席を仰いで毎年秋に開催されている。令和3(2021)年10月には、「第44回全国育樹祭」が秋篠宮皇嗣同妃両殿下のオンラインでの御臨席の下、北海道で開催された。令和4(2022)年には、「第45回全国育樹祭」が大分県で開催される予定である。

#### (多様な主体による森林づくり活動が拡大)

NPOや企業等の多様な主体により、森林づくり活動が行われている。例えば、ボランティア団体等の森林づくり活動を実施している団体数は、令和3(2021)年度現在3,671団

\*36 市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受ける(市町村に経営管理権を設定する)際に策定する計画。

\*37 市町村が経営管理権を有する森林について、民間事業者に再委託を行う(経営管理実施権の設定をする)際に策定する計画。

\*38 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平成31年法律第3号)

\*39 森林環境税の創設に係る経緯等については、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス1(2-3ページ)を参照。

## 事例Ⅰ-1 地域に応じた森林経営管理制度の取組

### ～林業経営者への再委託～

#### おかさき 岡崎市(愛知県) ～境界の確認から意向調査、森林整備までの円滑な実施～



<境界確認の状況>

愛知県岡崎市では、航空写真を活用した森林資源解析により、人工林資源がまとまっている15地区を制度の対象に選定。所有者が将来にわたり森林管理を行っていただけるよう、地区全体の境界確認と測量を実施し、その後に意向調査を行うことで、円滑な意向確認の実施と経営管理の受託につなげている。

令和2(2020)年度は、約57haの森林について市が所有者から経営管理の委託を受け、このうち約23haを林業経営者に再委託。令和3(2021)年度には市が約24haの森林の間伐に着手するなど取組を展開している。

### ～市町村による森林整備～

#### かみかわちょう 神河町(兵庫県) ～未整備森林のトータルコーディネート～

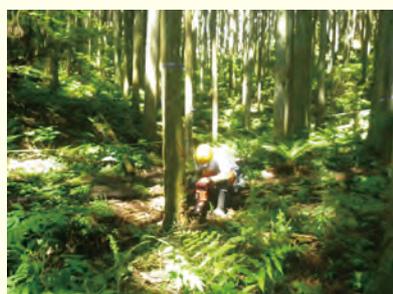


<間伐後の状況>

兵庫県神河町は、林務専門部署がない中、県と「ひょうご森づくりサポートセンター」の支援を受けながら、地元の森林組合と連携して、既存の取組では対応が難しい条件不利地の森林整備を進めるために制度を活用。多様な森林整備手法を検討するため、条件を絞らず幅広く意向調査を実施。既存事業で対応可能なところとの調整を行いながら、条件不利地については、町が経営管理の委託を受ける方針で取組を進めている。

令和2(2020)年度には約1,100haの意向調査を実施するとともに、経営管理権を設定(約67ha)し、町による間伐事業(約53ha)を実施している。

#### かぬま 鹿沼市(栃木県) ～所有者特定を重視した意向調査～



<間伐事業の状況>

栃木県鹿沼市では、森林所有者の森林経営に対する関心の希薄化などから、相続登記や所有者の届出が行われず、手入れ不足の森林が増えている。そのため、所有者の特定を重視し、法定相続人を探索した上で意向調査を実施。意向調査票を確実に当事者に届けることで、森林整備までの合意形成をスムーズに進めている。

制度の開始に伴い、森林組合や事業体等が構成する「鹿沼市森林環境整備協議会」を設立、市自らが対応する事務と委託事務を組み合わせることで効率化を図り、令和3(2021)年度には、意向調査(約1,134ha)、経営管理権(約26ha)の設定、市による間伐事業(約26ha)を実施している。

### ～都道府県による市町村支援の取組～

#### あいの 愛媛県 ～森林管理支援センターによる市町支援～



<説明会の状況>

愛媛県では、市町からの支援要請を受けて、複数の市町が連携して事業に当たる広域推進体制の構築を提案。流域を単位とした県下5地域に市町連携組織(森林管理推進センター)を設置。さらに、市町連携組織を支援するための総括組織(森林管理支援センター)を公益財団法人愛媛の森林基金内に設置。

市町を対象とした研修会の開催、意向調査等の外注に係る設計積算要領等の作成や資料提供のほか、市町職員のマンパワー不足解消に向けた取組として、森林管理支援センターで雇用した技術職員や併任の県職員を各森林管理推進センターへ派遣するなど、実務を担う人材を確保することで全面的に支援している。

## 事例1-2 森林環境譲与税を活用した取組

### 森林整備関係（森林経営管理制度に基づく意向調査や間伐等）

#### ① 宇都宮市(栃木県) ～市による間伐の実施～

宇都宮市では、森林経営管理制度により、私有林の適正な管理と林業経営の効率化を進める方針。

令和2(2020)年度は、56.17haで経営管理権の設定に向けた森林調査を、31.27haで経営管理権の設定を行うとともに、5.91haで市による間伐を実施し、森林の有する公益的機能の発揮が図られた。



<森林の現地調査>



<間伐の実施>

#### ② 木曽郡6町村(長野県) ～広域連携による森林整備の推進～

木曽郡6町村(上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村)では、木曽広域連合内に新たに「森林整備推進室」を設置し、森林経営管理制度を推進。

令和2(2020)年度は、森林所有者への意向調査や経営管理権設定への同意の取付けを行うなど、森林整備の早期着手に向けた条件整備が進んだ。



<現地調査の状況>



<説明会の実施状況>

#### ③ 西都市(宮崎県) ～地域林政アドバイザーの活用～

西都市では、誤伐・盗伐防止や伐採後の再造林の推進のため、令和2(2020)年度に、伐採箇所の現地確認や伐採届出に伴う現地確認等の業務を地域林政アドバイザー業務として森林組合に委託。これにより、市の林野行政における効率的な業務運営が図られた。



<現地確認の様子>



#### ④ 中央区(東京都) ～地方公共団体間連携による森林整備～

中央区では、東京都檜原村において、二酸化炭素の吸収源となる森林を荒廃から守り、育てるため「中央区の森」事業を実施。令和2(2020)年度は、4.36haの間伐と4.49haの下刈りを実施した。整備により発生した間伐材については、「中央区の森」に設置する案内板等への活用を図ることとしている。



<間伐の様子>



<林内歩道改修の様子>

### 森林整備に必要な人材育成・担い手の確保

#### ⑤ 五島市(長崎県) ～林業就業者の技術習得～

五島市では、森林整備の担い手確保のため、令和2(2020)年度に、林業参入を検討している建設業従事者等へのチェーンソー講習会や、林業経営体職員の研修受講等の旅費の一部支援を実施。これにより、現場で求められる技術を習得した担い手の確保が図られた。



<座学>



<現場指導>

### 木材利用の促進や普及啓発等

#### ⑥ 岡山市(岡山県) ～木材利用促進に関する取組～

岡山市では、木材利用を通じて森林整備への住民の理解の醸成に取り組む方針。

令和2(2020)年度は、放課後児童クラブの木造化・木質化、高校生が制作したベンチの小学校への寄贈等を実施。木材利用の意義を伝える授業をあわせて行うことで効果的な普及が図られた。



<公共施設木質化の様子>



<ベンチ制作の様子>

⑦ 川崎市(神奈川県)  
～木材利用促進に関する取組～

川崎市では、木の良さを身近に感じられる「都市の森」の実現に向け、公共建築物や民間建築物への木材利用、地方創生に向けた様々な都市との連携を展開。

令和2(2020)年度は、区役所の一部木質化、市民が集まる民間建築物の木質化等を支援。また、小田原市と連携して木の良さや林産地としての地域の魅力等を体感するツアーを実施し、市民の木材利用の意義に対する理解が深まった。



<区役所の木質化>



<体感ツアー>

⑧ 西和賀町(岩手県)  
～小中学校での森林環境教育の実施～

西和賀町では、町内の子供達に地域の貴重な森林資源に目を向けてもらうため、小中学生を対象に森林環境教育を実施。

令和2(2020)年度は、町内4校の小中学生が、森林の役割等について学んだほか、木に触れる作業などを体験し、地域の森林・林業に対する理解と関心を高めることにつながった。



<外部講師による講義>



<薪割り体験の様子>

コラム 森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組状況

全国の市町村では、令和元(2019)年度から譲与が開始された森林環境譲与税を活用し、森林整備や人材育成・確保、木材利用・普及啓発など、地域の実情に応じた多様な取組が展開されている。

令和2(2020)年度の活用状況をみると、全体の7割に当たる市町村で森林整備に関する取組(107億円)が実施されており、間伐等の森林整備が約17,900ha実施されたほか、これまで手入れが不十分であった森林の整備に向け、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査などの準備作業や森林資源情報の整備等も実施された(事例I-2①~④)。

人材育成・確保(12億円)については、全体の約2割の市町村で取り組まれ、林業従事者の安全を確保するための装備の導入支援や林業に必要な技能講習などが実施された(事例I-2⑤)。

木材利用・普及啓発(44億円)については、都市部を中心に、全体の約3割の市町村で取り組まれ、公共建築物等の木質化、植樹や木育などのイベントの開催等による森林や木材とのふれあいの場が提供された(事例I-2⑥~⑧)。また、その実施に当たっては、流域の上流と下流の市町村や友好都市など、地方公共団体が連携した取組も見られた(事例I-2④⑦)。

いずれの分野においても、令和元(2019)年度と比べると、取り組む市町村の数は増加しており、令和3(2021)年度は、更に増えていく見込みとなっている。

他方で、森林環境譲与税を基金に積み立てている市町村も存在しているが、このような市町村においても、今後、森林整備や木材利用等に活用することが予定されている。

これからも全国の市町村で森林環境譲与税が活用され、森林整備や木材利用・普及啓発等の取組が一層進むことで、森林の公益的機能の発揮や、森林にふれることが少ない都市部住民の森林・林業や森林環境税に対する理解の醸成が図られることに加え、山村地域の活性化にもつながっていくことが期待される。

体となっている(資料I-14)。

さらに、SDGsやESG投資<sup>\*40</sup>の流れが拡大する中、企業の社会的責任(CSR<sup>\*41</sup>)活動として、森林づくりに関わろうとする企業が増加しており、顧客、地域住民、NPO等との協働、基金等を通じた支援、企業の所有森林を活用した地域貢献など多様な取組が行われている。企業による森林づくり活動の実施箇所数は増加しており、令和2(2020)年度は1,765か所であった(資料I-15)。

このほか、平成20(2008)年に開始された「フォレスト・サポーターズ」登録制度は、個人や企業などが日常の生活や業務の中で自発的に森林整備や木材利用に取り組む仕組みとなっており、その登録数は令和3(2021)年12月末時点で、約6.9万件となっている。

### (森林環境教育を推進)

現在、森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める「森林環境教育」の取組が進められている。

その取組の一例として、学校林<sup>\*42</sup>の活用が挙げられる。学校林を保有する小中高等学校は、全国の6.8%に相当する約2,500校で、全国の合計面積は約1万7千haである。学校林では、植栽、下刈り、枝打ち等の体験や、植物観察、森林の機能の学習等が行われている<sup>\*43</sup>。

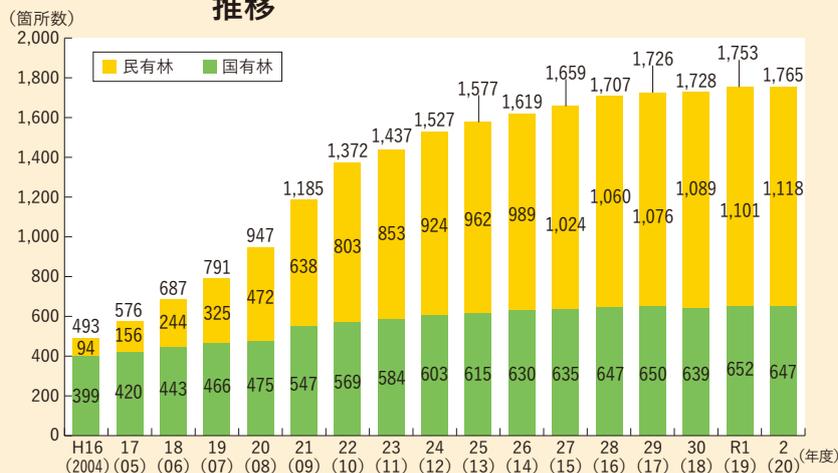
さらに、子供たちが心豊かな人間に育つことを目的として、「緑の少年団」

資料I-14 森林づくり活動を実施している団体の数の推移



注1: 実際に、植付け・下刈り・除伐・間伐・枝打ち等の作業を行っている団体数を集計。  
 2: 平成27(2015)年度調査より、都道府県等が調査を行った団体のうち、実態の把握ができない、又は休止等が判明した団体を除いている。  
 資料: 林野庁補助事業「森林づくり活動についての実態調査平成27・30年、令和3年調査集計結果」(平成24(2012)年度までは政府統計調査として実施。)

資料I-15 企業による森林づくり活動の実施箇所数の推移



注: 民有林の数値については、企業等が森林づくり活動を行う森林の設定箇所数。国有林の数値については、「法人の森林」の契約数及び「社会貢献の森」制度による協定箇所数。  
 資料: 林野庁森林利用課・経営企画課・業務課調べ。

\*40 従来の財務情報に加え、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)を判断材料とする投資手法。The Global Sustainable Investment Alliance “2020 Global Sustainable Investment Review”によると、世界全体のESG投資額は、2016年から2020年までの4年間で55%増加し、35兆3,010億ドルとなった。

\*41 「Corporate Social Responsibility」の略。

\*42 学校が保有する森林(契約等によるものを含む。)であり、児童及び生徒の教育や学校の基本財産造成等を目的に設置されたもの。

\*43 公益社団法人国土緑化推進機構「学校林現況調査報告書(平成28年調査)」(平成30(2018)年3月)

による森林づくり体験・学習活動、緑の募金等の奉仕活動等が行われている\*44(令和4(2022)年1月現在、全国で3,122団体、約32万名が加入)。

また、高校生が造林手や木工職人等の名人を訪ね、一対一で聞き書き\*45し技術や生き方を学び、その成果を発信する「聞き書き甲子園\*46」については、令和3(2021)年9月に「聞き書き甲子園20周年企画「聞く」と「書く」のあいだ展」が東京都渋谷区で実施された(資料I-16)。

このほか、林野庁においては、林野図書資料館が、森林の魅力や役割、林業の大切さについて分かりやすく表現した漫画やイラストを作成・配布しており、地方公共団体の図書館等と連携した企画展示等や地域の小中学校等の森林環境教育に活用されている。

### (「緑の募金」による森林づくり活動の支援)

「緑の募金\*47」には、令和2(2020)年に総額約19億円の寄附金が寄せられた。寄附金は、①水源林の整備や里山林の手入れ等、市民生活にとって重要な森林の整備及び保全、②苗木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティア指導者の育成等の緑化推進活動、③熱帯林の再生や砂漠化の防止等の国際協力に活用されているほか、東日本大震災等の地震や、台風、豪雨等の被災地における緑化活動や木製品提供等に対する支援にも活用されている\*48。

### (森林関連分野のクレジット化等の取組)

農林水産省、経済産業省及び環境省は、平成25(2013)年から省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの活用等による温室効果ガスの排出削減量や森林管理による吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」を運営している。企業や団体等が森林由来のクレジットを購入することにより、地域の森林保全活動等に資金が還流するため、地球温暖化対策と地域振興を一体的に後押しすることができる。この場合、企業等のクレジット購入者は、入手したクレジットを「地球温暖化対策の推進に関する法律\*49」に基づく報告やカーボン・オフセット等に利用できるとともに、我が国の森林整備や生態系保全に貢献したことを、非財務情報として対外的に示すこともできる。他方、森林クレジットの発行者は、クレジットの販売収入でさらに森林整備を加速することが可能となる。こ

#### 資料I-16 聞き書き甲子園20周年企画 「聞く」と「書く」のあいだ展



(写真提供：NPO法人共存の森ネットワーク)

\*44 公益社団法人国土緑化推進機構ホームページ「緑の少年団」

\*45 話し手の言葉を録音し、一字一句全てを書き起こした後、一つの文章にまとめる手法。

\*46 農林水産省、文部科学省、環境省、関係団体及びNPOで構成される実行委員会の主催により実施されている取組。平成14(2002)年度から「森の聞き書き甲子園」として始められ、平成23(2011)年度からは「海・川の聞き書き甲子園」と統合し、「聞き書き甲子園」として実施。

\*47 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年法律第88号)に基づき、森林整備等の推進に用いることを目的に行う寄附金の募集。昭和25(1950)年に、戦後の荒廃した国土を緑化することを目的に「緑の羽根募金」として始まり、現在では、公益社団法人国土緑化推進機構と各都道府県の緑化推進委員会が実施主体。

\*48 緑の募金ホームページ「災害復旧支援」

\*49 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)

これらの取組により、経済と環境の好循環が図られることが期待される(事例I-3)。

現在、森林分野については、森林経営活動と植林活動の2つの方法論<sup>\*50</sup>が承認されており、令和4(2022)年3月現在で51件が登録されているほか、旧制度<sup>\*51</sup>から48件が移行されている。また、再生可能エネルギー分野の方法論として木質バイオマス固形燃料の活用が承認されており、81件が登録されているほか、旧制度から84件のプロジェクトが移行されている。

### (森林吸収量等森林のカーボンニュートラル貢献価値の見える化)

各地域において、企業等が自ら又は支援をして行う森林整備の取組が見られる。このような企業等が実施する森林整備の取組について、その成果を二酸化炭素吸収量として認証する取組が34都府県で実施されている。

林野庁では、このような企業等の取組の意義や効果を消費者やステークホルダーに訴求することの一助となるよう、森林による二酸化炭素吸収量の算定方法の周知を行った<sup>\*52</sup>。

さらに、企業等が実施した森林整備の認知度を高めるとともに、更なる取組の拡大を図るため、この算定方法等を活用した新たな顕彰制度「森林×脱炭素チャレンジ」を創設し、企業等が森林整備に取り組みやすい環境整備を進めている。

このような中、令和3(2021)年4月に「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法<sup>\*53</sup>」が改正され、林業分野にも投資対象が拡大されたほか、令和4(2022)年2月に国会に提出された「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案」では、新たな脱炭素出資制度の創設が盛り込まれるなど、森林の整備や利用をテーマとした投資の可能性が広がりつつある。このような動向を踏まえ、林野庁では、令和4(2022)年1月から有識者による「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」を開催し、森林・林業・木材産業への投資が、森林・林業基本計画の推進上望ましい形で行われるよう、その判断の助けとなる仕組みについて検討を進めている。

\*50 排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定したもの。

\*51 「国内クレジット制度」と「J-VER制度」であり、この2つを統合して「J-クレジット制度」が開始された。

\*52 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」(令和3(2021)年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知)

\*53 「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号)。改正後の法律名は「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」。

## 事例Ⅰ-3 J-クレジット制度を活用した森林整備促進の取組事例

### (1) 長崎県林業公社の取組

公益社団法人長崎県林業公社は、公社が管理する森林のうち約700haを対象として、これまでに、29,100CO<sub>2</sub>トンのクレジット認証を取得している。このうち、14,500CO<sub>2</sub>トンについて、営業による木材市場や地域ビルダー等への販売、プロバイダー経由による食品メーカーや出版社等への販売など、様々な販売チャンネルを活用し、6年間(平成28(2016)年～令和4(2022)年3月)で4,770万円の収入を得ている。なお、その収益を基金化し、更なる森林整備促進のための財源として活用している。さらに、ながさきカーボン・オフセット推進協議会員としても活動し、長崎大学環境科学部と連携協定を締結するなど、カーボン・オフセットや、森林の環境に関する研究、人材育成等、新たな取組も模索している。



森林全景



ニチレイフーズ感謝状贈呈式

### (2) ENEOSホールディングス(株)、愛媛県久万高原町及び久万広域森林組合の取組

ENEOSホールディングス株式会社、愛媛県久万高原町及び久万広域森林組合の3者は、森林を活用した脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結した。久万広域森林組合が管理する久万高原町の町有林を対象とするクレジットを創出し、当該クレジットをENEOSが全量買い取ることで、その販売益を更なる森林の管理・経営に必要な対策に充て、森林の循環利用を目指す計画である。



3者による連携協定締結式